

雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金

うなん観光ネットワーク協議会（以下「協議会」）では、旅行業者が企画・実施、手配した日本国外を発着する訪日団体旅行に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助対象となるツアー

旅行業者が企画・実施、手配したツアーのうち、1回の送客人数が10人以上で（ツアーガイド、運転手等関係者を除く）、下記条件のいずれかに該当するツアーが対象となります。

- (1) 雲南地域への観光を目的とし、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊するもの。
- (2) 雲南地域への観光を目的とし、1回の企画につき、雲南地域内の観光施設等2か所以上に貸切バスを利用して立ち寄るもの。

ただし、観光施設等とは、施設に入場又は乗車等をして、観覧、お土産購入、飲食、サービスの受給ができる施設とする。単なるトイレ休憩等を目的とした立ち寄り施設数として数えることができない。

2. 補助金の交付額

- (1) 1泊につきツアー送客人数1人当たり2,000円。

ただし、1人当たりの宿泊費が2,000円未満の時には、その額とし、交付額の上限は、100,000円又は1人当たり2泊分のいずれか低い額。

- (2) 貸切バスを利用し、観光施設等に立ち寄るバス1台につき30,000円。

3. 補助金の流れ

- (1) ツアー出発前に補助金交付申請書を提出してください。

添付資料： ツアーの日程表（予定）、送客名簿（予定）

- (2) 申請書を審査し、適正と認められると補助金交付決定通知書を交付します。
- (3) 利用される施設へ利用日当日に補助金交付決定通知書の写しを提出してください。
- (4) ツアー終了後に補助金実績報告書を提出してください。

添付資料： ①ツアー日程表（実績）、送客名簿（実績）

②宿泊証明書

③施設等立ち寄り証明書、貸切バスを利用したことがわかる書類（バス会社、バス代金が明記されたバス会社発行の請求書の写し等）

4. 補助金の支払

旅行業者は、協議会へ補助金額分を請求し、その後協議会から、旅行業者へ補助金を支払います。

5. 申請及び問合せ先

うなん観光ネットワーク協議会事務局（雲南広域連合企画課内）

日本国島根県雲南市木次町里方1100番地6 〒699-1311

TEL 0854-47-7341 FAX 0854-42-1911 E-mail unnankouiki@unnan.jp

雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金の手続きの流れ

うんなん観光ネットワーク協議会（雲南広域連合）

